

令和7年度 沼津市立病院 劣化診断精査等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市立病院（以下「当院」という。）が標記業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務内容

本業務は、現地調査・追加調査・ヒアリング等を行うことにより、令和6年度に実施した【沼津市立病院建築・設備等劣化調査診断業務委託 業務報告書】の再検証を行い、優先順位や費用の妥当性を見直すものである。

(1) 劣化診断精査業務

- ・ 実地調査及び【令和6年度 沼津市立病院建築・設備等劣化調査診断業務委託 業務報告書】記載の現状把握及び内容精査
- ・ 関係者ヒアリング
- ・ 既存修繕計画における優先順位・実施時期・金額の妥当性精査
- ・ F判定設定（早急に実施必須工事の設定）
※既存のA～E判定を精査し、早急な対応が必要な項目を新たに「F判定」として抽出する。
- ・ F判定相当工事の根拠・裏付け整理
- ・ 建物維持にかかるコストの算出（中長期修繕計画の再策定）
- ・ 既存事業計画への再策定修繕計画の反映
- ・ 上記を包括した劣化診断精査報告書の作成

(2) 地下ピット調査業務

- ・ 給水・蒸気配管、汚水・雑排水系統等の目視確認
- ・ 配管ルート追跡、図面照合、不具合発生箇所・エリア（漏水・配管破裂等）の記録
- ・ その他受託者が必要と判断とする調査

(3) F判定工事対応方針検討業務

- ・ 抽出されたF判定項目ごとに適切な対応方針を整理
- ・ 対応方針に基づき、概算工事費及び実施時期の検証
- ・ 上記を包括したF判定工事対応方針検討報告書の作成

2 打合せ・協議・報告

- ・ 月1回の進捗報告会を設けるものとする。
- ・ 協議・調整に長期間を要する項目については、判断材料を逐次提供し迅速化を図るものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年 3月31日までとする。

4 成果品等

- 1 業務内容（1）劣化診断精査業務（2）地下ピット調査業務（3）F 判定工事対応方針検討業務を内包する業務完了報告書（紙媒体4部・電子データ）
- 会議・打合せ記録（紙媒体1部・電子データ）

5 提案上限金額

- 提案上限金額は 20,000,000 円（消費税・地方消費税込み）とする。
- 支払条件については、委託者と協議のもと決定するものとする。

6 受託事業者を求める基本要件

- 本件業務に従事する者には、一級建築士を含むこと。また、受託事業者には、病院運営・医療経営に精通していること、医療コンサルティング実績を有していること。
- 本業務の内容および目的を的確に把握し、業務を円滑に遂行できる体制（専門的知識を有する人材の配置、業務実施に必要なノウハウ・技術の保有、過去の類似業務の実績等）を整えていること。
- 受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に委託者に通知し、承諾を得るものとする。

7 著作権の譲渡等

沼津市業務委託契約約款第6条に基づく。

8 その他

- 本業務は沼津市業務委託契約約款に基づき履行する。
- 院内会議、庁内会議等における報告・説明に資する資料作成について、必要に応じて支援を行うこと。
- 本業務の遂行にあたり、委託者が別途実施している経営改善業務の受託事業者と、必要に応じて情報共有・連携を図ること。
- 業務の遂行にあたり必要と判断される場合には、委託者が保有する図面等の資料を受託者に対し貸与するものとする。
- 受託者は業務目的を十分理解し、誠意をもって遂行すること。
- 業務上知り得た情報を漏らしてはならず、個人情報保護法令を遵守すること。
- 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、当院及び受託者が協議の上、定めるものとする。